

保育所関係費など補正

今回補正額 1億1167万8千円
一般会計予算総額 217億9147万8千円

12月定例会

12月定例会は、11月18日から27日までの会期で開催されました。補正予算や条例制定など議案27件が審議され、空屋等の適正管理に関する条例の制定など、全議案が可決されました。

主な補正

民生費

私立保育所等運営費

1億4716万2千円

本年度から始まった子ども・子育て支援新制度による公定価格単価などの増額に伴い、私立保育所等への運営負担金を増額するもの。



問 子ども・子育て支援新制度移行により、保育所現場での混乱はないか。

答 加算を受けるための調書作成に当たって、加算項目が多く難解で作成に期間を要するなどの声が聞かれる。市としては、保育所現場の負担軽減になるように対応している。

保育対策等推進事業費

▲5316万8千円

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により、公定価格の改定による延長保育促進事業費補助対策経費を、前述の私立保育所等運営費で計上することに伴う減額が主なものである。

障害者自立支援給付事業

3300万円

児童発達支援等の利用実績により障害児童給付費に不足が見込まれるため、扶助費を増額するもの。

自立支援医療費給付事業費

2121万4千円

自立支援医療費給付事業費の実績見込み及び平成26年度の精算により増額するもの。

条例の制定

南九州市空屋等の適正管理に関する条例

空屋等の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空屋等に関する必要な措置を適切に実施することを目的に制定するので、主な内容は次のとおり。

行政代執行

市民、所有者等及び事業者の責務
自らの責任において空屋等の適切な管理に努め、空屋等対策計画に基づく対策に協力するよう努めなければならない。

市長は、特措法の規定による命令にもかかわらず、当該特定空屋等の所有者がこれを履行しない場合において、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

目的

本市における適切な管理が行われていない空屋等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市の責務、市民、所有者及び事業者の責務その他必要な事項を定めることにより、市民の安全及び良好な生活環境の確保を図るもの。

市の責務

特別措置法に規定する空屋等対策計画の作成及びこれに基づく空屋等に関する対策の実施など。

